

公益財団法人 島根県育英会

令和7年度 maruko 給付特待生 募集要項

趣 旨

この奨学金給付事業は、安来市広瀬町布部出身の小原丸子氏からの寄付金を原資としており、立派なふるまいで、高い志を持って大学で勉学に励む学業成績優秀な学生に対して奨学金を給付することにより、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献する人材を育成・支援することを目的とするものです。

この趣旨に基づき、令和7年度maruko給付特待生を次により募集します。

- 1 募集人員 令和7年4月に学校教育法に基づく大学へ入学する予定の人 2名程度
(給付は4年間に限り、通信制、専攻科、別科、短期大学及び大学院の学生を除く。)
- 2 応募資格 以下の①～③の全てを満たす人
 - ① 島根県出身者であること
 - ② 令和7年4月に大学へ入学すること
 - ③ 出身又は在学高等学校長の推薦を受けることができること(注) 島根県出身者とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 本人の住所が通算して5年以上島根県内にある場合
 - ② 父母又はこれに準ずる方の住所が島根県内にある場合(注) 各高等学校からの推薦者は1名を上限とします。
(注) 他制度利用予定の人も応募できます。
- 3 願書受付期間
令和6年9月2日(月)～令和6年10月31日(木) (消印有効)
- 4 奨学金の給付月額
5万円
- 5 給付期間
給付期間は、令和7年4月から4年間で、医学部、歯学部、薬学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします。
また、留年、休学、長期の欠席をしたとき、停学その他処分を受けたとき、性行の不良がみとめられたとき等は、奨学生の資格を失い、奨学金の給付が打ち切られます。